

各務原都市計画地区計画の決定（各務原市決定）

各務原都市計画 朝日地区 地区計画を次のように決定する。

名 称	朝日地区地区計画	
位 置	各務原市鵜沼朝日町5丁目の一部	
面 積	約3.0ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、宅地開発が集中的に行なわれた住宅市街地に隣接し、畑等が大部分を占めているが、民間の宅地開発も進行してきている。</p> <p>今後、無秩序な宅地開発が行なわれないよう誘導を図り、市街化の進展に合わせた地区施設及び建築物に関する計画を定め、良好な住宅地の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>良好な住宅市街地としての発展を期するため、建築物等の規制、誘導により良好な居住環境の形成を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区東側の南北道路は、主要幹線につながる道路であり交通の円滑化が図れるよう区画道路（幅員6m）を整備し、地区内には良好な住宅地が形成されるよう区画道路（幅員6m）を適正に配置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>周辺の土地利用の状況から当地区は、住居施設の土地利用が進行すると予想されるので、日照等のスペースを確保するよう敷地面積の最低規模規制により、ゆとりある住環境の形成とその維持保全を図る。</p>

地区 整備	地区施設の配置及び規模	道 路			
		名 称	幅 員	延 長	備 考
		区画道路1号	6.0 m	約 115 m	新 設
		〃 2号	5.5 m	約 185 m	拡幅(将来幅員6m)
備 計 画	建築物に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	160平方メートル		

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」